



- ① 日本で最も古い国際協力団体オイスカインターナショナルが母体
- ② 各国政府機関の直接派遣、その他の国の優良送出し機関との連携
- ③ 技能実習生配属までの徹底指導
- ④ 生産現場への高い適応訓練
- ⑤ 高い「志」をもち、自立した技能者になれる訓練

本財団における 人材育成

国際

本財団のネットワークを活用し、国際的な感覚を身につけ、グローバルなビジネスを展開できる人材を育成します。

和魂

日本独自の精神文化に基づく協働体社会と、利他の精神で「働くこと」などへの理解を通して、資質の向上をめざします。

共同・協働

集団生活をとおして役割分担を学び、責任の自覚と勤労の尊さ、社会への奉仕の喜びを体験します。

実践

座学よりも、実践・実習に重点をおいて企業の現場で直接役立つ即応力を養成します。

お申込み・お問合せ



東京(本部) 〒168-0063 東京都杉並区和泉2-17-5
 中部日本研修センター 〒470-0328 愛知県豊田市勤八町勤八27-56
 関西研修センター 〒563-0101 大阪府豊能郡豊能町吉川120
 四国研修センター 〒761-2103 香川県綾歌郡綾川町陶5179-1
 西日本研修センター 〒811-1112 福岡県福岡市早良区小笠木678-1
 浜松連絡所 〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町5815
 オイスカ開発教育専門学校内

沖縄事務所

TEL. 03-3322-5161 FAX. 03-3324-7111
 TEL. 0565-42-1101 FAX. 0565-42-1103
 TEL. 072-738-3699 FAX. 072-738-3901
 TEL. 087-876-3333 FAX. 087-876-3334
 TEL. 092-803-0311 FAX. 092-803-0322
 TEL. 053-486-5365 FAX. 053-486-5365

外国人技能実習生

技能実習制度のご案内

～技能実習制度の活用で人材育成を!～





外国人技能実習生受入の大まかな流れと経費

(新制度における入国から帰国までの大まかな流れを、フィリピンを例にして作成)

受入の検討・準備

① 受入の検討

移行対象職種として定められた範囲の中に、御社の業務が適用できるかご検討いただく。
(詳細は、審査基準をご参照ください)
一般に農業は労働基準法の適用範囲外ですが、技能実習では労働関連法(最低賃金、労働時間等)の遵守が求められます。

② フィリピン駐日大使館で認証(他国の場合、この手続きはありません。)

必要書類 1.求人票、2.雇用契約書、3.雇用条件書、4.宿舍の概要
※オイスカで英訳し、大使館に提出し、認証を得ます。(大使館から宿舍の経費等の変更を求められることがあります。)

③ 現地で候補者を募集

大使館で認証された書類を現地送付し機関に送り、候補者を募集する。
候補者があれば面接を行い、④の申請書類の準備を進める ※特に初回は現地を訪問され、直接面接されることをお勧めします。

④ 外国人技能実習機構に実習計画認定申請の書類作成

企業が作成する書類とオイスカが作成する書類がございます。(企業の作成書類も一部、オイスカで代行しています。)

⑤ 認定申請 外国人技能実習機構での審査には、2か月程かかります。

⑥ 在留資格認定申請

外国人技能実習機構の技能実習計画認定通知書をつけて、東京出入国在留管理局に申請(問題がなければ2週間程で認定される見込み)

受入れ特例人数枠(1社あたり1年間での人数)

常勤従業員数 (パートを除く)	30人以下	31~40人	41~50人	51~100人	101~200人	201~300人	301人以上
「技能実習1号」 受入可能人数	3人まで	4人まで	5人まで	6人まで	10人まで	15人まで	従業員の 1/20まで

※介護職種の人数枠は別に定められています。自社の従業員数を超える人数を受入れることはできません。
また、技能実習生の数は常勤従業員に含めません。個人で農業を営む機関の受入れ可能人数は2人までです。

オイスカへの経費

(①~③の間、経費は発生しません)

入会費

オイスカの技能実習生を受け入れる企業はオイスカの賛助会員であることが条件となっておりますので、申請書類作成の際、賛助会員となっていただきます。

【法人毎年4万円、個人毎年2万円】

航空運賃 実費(1人約5~7万円 時期・国により異なる)

保険代 1人当たり25,090円(3年分)
(外国人技能実習生総合保険)

講習 1ヶ月1人当たり20万円×2ヶ月
(実習生手当を含む)

監理費 1ヶ月1人4万円(企業で実習を開始してから毎月)



入 国

1年目

第1号技能実習

⑦ 入国 在留資格認定証明書をフィリピンの送付し機関に送付
送付し機関は日本大使館にビザを申請。ビザ取得後、航空券を手配し、実習生が入国

⑧ 講習(2ヶ月) オイスカの研修センター等で実施。日本語、日本の生活習慣・文化など

⑨ 企業での技能実習 毎月、巡回指導 3か月に1度監査および外部監査がある



技能検定試験“基礎級(初級)”受験合格必須…不合格であれば1年で帰国

8か月目頃(合格後)、2号実習計画認定申請 → 外国人技能実習機構認定後、
所管の出入国在留管理局に在留資格変更申請

2・3年目

第2号技能実習

3ヶ月に一度、監査および外部監査がある



1年11ヶ月目頃 所管の出入国在留管理局に在留資格更新申請
技能検定試験“3級(専門級)”受験合格必須…合格すれば3号に移行できる

2年8ヶ月目頃 優良認定並びに3号実習計画認定申請 → 外国人技能実習機構認定後、
所管の出入国在留管理局に在留資格変更申請
(オイスカは、一般監理団体として3号申請は可能ですが企業も3号受入れ要件を満たせば、3号受入れ可能となります。)

⑩ 一旦帰国 3号移行の際、1ヶ月以上の帰国が義務づけられている

一旦帰国(原則1ヶ月以上)

4・5年目

第3号技能実習

⑪ 再入国(3号移行の場合)

再入国後、11か月目頃、所管の出入国在留管理局に在留資格更新申請



技能検定試験“2級(上級)”受験必須…5年目、3号修了後の受験義務がある

⑫ 帰国

帰 国

航空運賃 実費(1人約5~7万円 時期・国により異なる)

航空運賃 実費(1人約5~7万円 時期・国により異なる)

保険代 1人当たり15,940円(2年分)
(外国人技能実習生総合保険)

監理費 1ヶ月1人4万円(企業で実習を開始してから毎月)

航空運賃 実費(1人約5~7万円 時期・国により異なる)

